

## 住家被害認定の判定方法について (損害割合WGによる検討)

### 1. 住家被害認定の調査・判定方法を定める災害の種類

- ①現場の調査員の利便性を考慮し、「地震等」と「浸水」の2編構成を、災害ごとの構成に改めることとしてはどうか。また、運用指針で定める災害の種類としては、被害認定の件数の多い「地震」、「水害」、「風害」の3種類としてはどうか。

### 2. 一見して全壊と判断できる場合

- ①地盤被害により基礎に著しい被害がある場合について、外観から一見して全壊と判断できる場合を定めてはどうか。

### 3. 部位別構成比

- ①最近の普及率を踏まえ、システムキッチン等を被害認定の対象となる「設備」に追加することとしてはどうか。また、これに伴い部位別構成比を見直すこととしてはどうか。
- ②地震による住家被害に係る第1次調査（木造・プレハブ）の判定における部位別構成比について、耐力壁と外壁との区別が容易ではない場合が多いことを考慮し、これらを統合して壁とし、その構成比を80%としてはどうか。

### 4. 損傷の例示

- ①地盤被害により、住家に作用する荷重や外力を安全に地盤に伝えることができなくなっている基礎の部分の長さについて、損傷基礎長に含めることとしてはどうか。
- ②水害による被害で、住家の壁体内部に水が浸水した場合、被害が生じた部位の損傷を補修するために他の部位の解体（道連れ解体）が必要になり得ることから、それらを考慮した損傷の例示を定めてはどうか。
- ③水害により、住家の基礎の部分に汚泥が堆積した場合には、汚泥の除去、基礎の乾燥・消毒等の復旧作業が必要になることから、

これらの被害を損傷の例示に追加することとしてはどうか。

- ④暴風に伴う飛来物による被害等を風害の損傷の例示として定めることとしてはどうか。
- ⑤システムキッチン等を対象に含めることにより設備の部位別構成比が5%大きくなることから、設備についても損傷の判断の目安を示すこととしてはどうか。

#### 5. 2階建の住家における1階の損害割合の割増し

- ①2以上の階を有する住家（1世帯で2以上の階を使用している場合に限る。）においては、1階の損害割合を割り増して評価できることとしてはどうか。